

阿賀野市学校情報セキュリティ確保事業ソフトウェアライセンス等賃貸借仕様書

1 入札件名

阿賀野市学校情報セキュリティ確保事業ソフトウェアライセンス等賃貸借

2 調達概要

本仕様書は、阿賀野市立小中学校の校務用ネットワークシステムで使用するソフトウェアライセンス及びハードウェア保守サービスを更新し、契約期間中の安定的かつ継続的な運用を確保するため、必要な事項を定めるものである。

3 調達製品

調達する製品及びサービスは、次のとおりとする。なお、本調達は既存環境で使用中の製品及び保守サービスの更新であるため、システムの互換性及び運用継続性を確保できるものとする。

メーカー	製品・サービス名	期間・構成	数量
Fortinet	FortiGate FG-601E UTP プロテクション版	1 年ライセンス×3 年 (連続 3 年間)	1
Fortinet	FortiGate FG-601E 終日オンサイト保守	1 年×3 年 (連続 3 年間)	1
Fortinet	FortiGate FN-TRAN-SFP+SR 終日オンサイト保守	1 年×3 年 (連続 3 年間)	2
SKY	SKYSEA ClientView Pro Edition サーバーライセンス	3 年間	1
SKY	SKYSEA ClientView Pro Edition クライアントライセンス	3 年間	330
Dell	Active Directory サーバー向け保守 ① Dell ProSupport 4 時間対応オンサイト保守サービス ② Dell Post Standard Support 4 時間対応オンサイト保守サービス	① 開始日から 24 か月 ② その翌日から 12 か月 (計 36 か月)	2
Dell	情報漏洩対策サーバー向け保守 ① Dell ProSupport 4 時間対応オンサイト保守サービス ② Dell Post Standard Support 4 時間対応オンサイト保守サービス	① 開始日から 24 か月 ② その翌日から 12 か月 (計 36 か月)	1
Dell	校務用ファイルサーバー向け保守 ① Dell ProSupport 翌営業日対応オンサイト保守サービス ② Dell Post Standard Support 翌営業日対応オンサイト保守サービス	① 開始日から 24 か月 ② その翌日から 12 か月 (計 36 か月)	2

4 調達期限

令和 8 年 9 月 30 日までに、ライセンス及び保守サービスの登録、更新その他必要な手続きを完了し、令和 8 年 10 月 1 日から現行契約に引き続き、利用及び保守を滞りなく継続できる状態とすること。

5 賃貸借期間（ライセンス及び保守サービス提供期間）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（3 か年間）

（地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に基づく長期継続契約）

6 納入及び確認書類

(1) ライセンス証書、契約確認書、注文確認書その他ライセンス及び保守サービスの登録内容を確認できる書類を、発注者が指定する方法により提出すること。

- (2) Dell 製サーバーの保守については、対象機器の Service Tag、保守サービス名称、保守開始日及び終了日を記載した一覧表を提出すること。
- (3) 提出書類に不備又は登録内容の誤りが判明した場合は、受注者の負担により速やかに修正すること。

7 特記事項

- (1) 入札書には、調達製品及びサービス全体の月額賃貸借料（消費税及び地方消費税を除く。）を記載すること。
- (2) 入札金額には、ライセンス及び保守サービスの登録、更新、切替、設定、確認その他契約期間中の継続利用に必要な一切の費用を含めること。
- (3) 各ライセンス及び保守サービスは、賃貸借期間を通じて連続して提供されるものとし、更新又は切替に伴う未契約期間若しくは利用不能期間を生じさせないこと。
- (4) Dell 製サーバーの保守サービスについては、次の要件を満たすこと。
- ア 開始日から 24 か月間は Dell ProSupport を、その終了日の翌日から 12 か月間は Dell Post Standard Support を提供し、合計 36 か月間の保守を継続すること。
 - イ 入札前に、対象機器が当該保守サービスの提供対象であることを、Dell Technologies 又は正規販売代理店に確認すること。
 - ウ 保守サービスの登録及び切替に必要な手続きを受注者の責任において行い、発注者に追加費用を請求しないこと。
 - エ 契約期間中にメーカーの商品名称、サービス体系又は登録方法が変更された場合は、発注者と協議の上、当初指定した保守期間及び対応条件と同等以上の後継サービスを追加費用なく提供すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。